

令和 6 年第 1 0 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 1 0 月 7 日（月）

令和6年第10回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年10月7日（月）午後2時00分から午後2時37分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 6号から議案第23号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第24号 令和6年度第6次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第25号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号から報告第 7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 8号から報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	神 子 純 一	9番	小 泉 春 水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠 男

1 2 番 長谷川 貢

1 3 番 鈴 木 隆

1 4 番 石 井 和 美

欠席委員（1名）

8 番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 瀧 一 環
農業委員会事務局主任主事	江 澤 俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子 正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席御苦労さまです。

10月になったんですけれども、日中、まだ暑い日が非常に続いております。高温がずっと続いているわけなんですけれども、これから毎年、こういうような年が、年というかこういうような天気がずっと続くというふうに言われております。

農業のほうでも、稲作でも高温障害ということで、大分、高温耐性の強い稲を作るという話が出ておりますけれども、農業もそういう天気に合わせてというか、そういう天気をうまく使ってやっていくようなことで変えていかなきゃいけないのではないかなというふうに思っております。

私は、今年、稲を大分倒しまして、稲刈りが大分、今日もちょっとやっていたんですけれども、やっと終わったところであります。本当に大変な思いをしました。

そういうことで、細心の注意を払いながら農業をやらなきゃいけないなというふうに私も痛感しております。

遊休農地調査も皆さん進めていただいていると思いますけれども、推進委員の方と協力して、遊休農地調査も進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、総会のほうよろしくお願いします。

◎諸般の報告

会 長 諸般の報告です。

9月の総会以降の会議、行事等は、9月17日、令和6年度農業者年金加入推進特別研修会が、ポートプラザ千葉で開催されまして、私が出席できませんでしたので、水野職務代理に出席していただきました。

会議・行事等は以上です。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第10回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議長 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

7番、神子純一委員、9番、小泉春水委員の2人をお願いいたします。

◎議案第1号ないし議案第4号

議長 長 日程第3、議案第1号ないし第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

西原地先の畑3筆、面積288平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は現在使用をしていないため、譲受人は自宅から近く耕作しやすいためです。

許可基準として、譲受人は現在5,227平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、田植機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、世帯全員で150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第2号について説明します。

俵田地先の田5筆、畑3筆、面積3,041平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として譲受人は、現在、4万8,365.66平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、粃摺り機、乾燥機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第3号について説明します。

長谷川地先の田1筆、面積643平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため、譲受人は自宅に隣接しており、現在管理をしているためです。

許可基準として譲受人は、現在、1万659.43平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、軽トラック、草刈機を所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第4号について説明します。

川俣旧月毛地先の畑1筆、面積59平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大し、花卉栽培を行いたいためです。

許可基準として譲受人は、現在、7,710平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、籾摺り機等を所有しています。

農作業従事日数は、150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

では、議案番号1番の議案を説明をしたいと思います。

申請内容につきましては、ただいまの事務局方より説明があったそのとおりでございます。

先月の9月29日、午前中ですがけれども、受け人の方と現地で待ち合わせして、現地確認及び話を聞いてきました。土地、管理されていまして。一部、受け人のほうは、数年前から一部借りて使用していたということを聞いてきました。渡し人のほうも、もうこの土地は使っていないということで、受け人のほうは、自宅の地続きになるような畑でした。そういうことから、ぜひ耕作したいということで、今回の所有権移転になったということで、何ら問題はないと思いました。審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第2号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案番号2番について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は別冊の2を開いていただきたいと思います。

久留里線、俵田駅から小櫃佐貫停車場線を岩出方面に向かい、2番目の信号を右に曲がり、50メートル先左側に田んぼが3枚、2枚が畑。道路の反対側に狭い田んぼとして耕作されておりまして。2番目の信号から岩出方面に向かい、4番目の農道の右側の畑、あとは5番目の農道を右に曲がり4番目の田んぼでした。いずれも耕作されておりまして。

現地確認は、9月27日に譲受人と譲渡人で現地確認、申請内容について確認いたしました。譲渡人は老齢で離農したいとのことです。譲受人は本物件を40年前より耕作させてもらっていて、このたび農地全部贈与することの申出により、利用することにしたとのことでした。

譲受人は、許可基準として4万8,365平方メートル耕作しており、農機具は田植機、コンバイン、粃摺り機、トラクター、乾燥機を所有しており、所有権移転、譲渡に問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続きまして、議案第3号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号3について説明いたします。

詳細内容につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。

今回の現地確認ですけれども、さっきの西原の今回の件と9月29日の午前中行ってきました。先ほど、別冊の1ページの地図のこと、言いそびれましたけれども、今度、3号議案の別冊3ページを御覧ください。

現地の説明ですけれども、小櫃駅より東に向かって県道が走っております。それを3キロほど行くと、元、駒建材という建材屋さんがありまして、それを左の方向に谷津田になっていきますけれども、そちらのほうに向かっていった左側の地点が現地となります。

現地確認のほうですけれども、代理人の方とお話をしてきました。現地の土地、所有している方は東京ということで、遠くに住んでおり、この土地が管理できないということでありました。譲受人のほうは、その土地のやっぱり受け人の宅地に隣接されている土地で、これも前から一部借りて、管理をしているということで話を伺ってきました。

以上ですので、今回もまた所有権移転になったということで話を聞いてきました。これも

何ら問題はないと思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第4号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

農地法第3条、議案番号4号の現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の4ページを御覧いただきたいと思います。

ここも国道465、名殿の信号を大多喜の方面に向かい、亀山ダムの入り口の信号を右に折れて、ダムの堰堤を通過して、ダムより150メートルぐらい進むと木更津東カントリークラブの入り口の看板がありますので、その看板を左に入ってくださいますと、松下ボートがありますので、そのところを通過して、そこに橋がありますのでね、その橋を渡って20メートルぐらい先の右側が申請地となっております。

別冊の4ページのほうは、鴨川方面から来たような地図で書いてありますけれども、ただいま、私が説明したのは、亀山ダムの堰堤を通ったほうが近いものですから、そちらのほうから説明させていただきました。

そして、20メートルぐらい行きますと、右側が申請地となりますので、ここは木更津東カントリークラブの門のすぐ近くでございます。門の反対側ということになります。

9月25日に、代理人の方と同行にて所有権移転の現地確認をいたしました。この件につきましては、過去に今回の隣の場所も申請をしておいたんですが、そこがたまたま漏れているのに気づきまして、今回の申請ということになりました。

受け人と渡し人は親戚同士でありまして、受け人の住所の近くでありますので、近隣等につきましても、特に問題はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第５号

議長 長 日程第４、議案第５号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永畹次長 議案第５号について御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

怒田沢地先の畑１筆、面積１,３８９平方メートルを太陽光施設へ転用し、太陽光パネル１２４枚を設置します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

埋立て等はせず整地のみ行う予定です。

用水は使用しません。雨水は自然浸透式とし、汚水排水はありません。

工事中は工事範囲をカラーコーンとバーで囲い公道より明示いたします。

また、施工担当者などの情報を記載した看板を掲示する予定です。

施工後は施設をフェンスで囲います。

周囲は赤道と公道に囲まれ、大規模な造成を計画していないことから、土砂流出は生じないと判断しております。また、本施設は高さもないことから、通風等の営農への影響もないと思われま

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第5号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第5号について説明いたします。

詳細については事務局説明のとおりです。

場所は別冊の5ページになります。

右側の三島神社というところの410号線沿いのその交差点から入りまして、怒田沢方面にぐるっと回る感じなんですけれども、入って約1.6キロほどでしょうか。行ったところから、さらに左折して、240メートルほどでしょうか、の右側の畑となります。

10月3日に譲受人、渡し人双方と現地で聞き取り、確認をさせていただきました。譲渡人の話によると、畑として過去には耕作していたけれども、もう既に30年ぐらい保全管理しかしていなかったというような土地だそうです。ちょうど太陽光発電でという話があって、渡りに船で売却するということにしたというような話でした。

手続が終了次第、太陽光発電の工事に入りたいという話でしたが、特に問題はないものと思われます。よろしく御審議ください。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第6号ないし議案第23号

議 長 日程第5、議案第6号ないし第23号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、議案第22号につきましては、7番、神子純一委員が関係する事案が含まれており

ますので、初めに、議案第6号ないし議案第19号についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第6号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

馬登地先の畑1筆、面積1万3,145平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第7号ないし第12号について関連しますので一括して御説明いたします。

長石地先の田1筆、面積2,179平方メートルと畑8筆、面積1万8,910.46平方メートルの合計面積2万1,089.46平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第13号ないし第14号について関連しますので一括して御説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。

大野台地先の田5筆、3,495.92平方メートルと畑2筆、578平方メートル、合計面積4,073.92平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第15号ないし第16号について関連しますので一括して御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

清和市場地先の畑4筆、合計面積2,825平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第17号ないし第19号について関連しますので一括して御説明いたします。

議案書 8 ページを御覧ください。

市宿地先の畑 5 筆、合計面積 3,859 平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで許可を得ていましたが、令和 7 年 1 1 月 3 0 日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第 1 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事へ送付いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事へ送付いたします。

次に、議案第20号ないし第23号を議題といたします。

なお、議案第22号につきましては、7番、神子純一委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(7番 神子純一委員 退室)

議長 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第20号ないし第23号について関連しますので一括して御説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

日渡根地先の田6筆、合計面積8,757平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として、令和6年11月30日まで許可を得ていましたが、令和7年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事へ送付いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

ここで、7番、神子純一委員の入室を認めます。

(7番 神子純一委員 入室)

◎議案第24号

議長 長 日程第6、議案第24号 令和6年度第6次農用地利用集積計画について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第24号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和6年度第6次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会の御審議をお願いするものでございます。

議案書12ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区2件、3筆、3,691平方メートル、上総地区1件、9筆、3,213平方メートル、合計3件、12筆、6,904平方メートル。

以上でございます。

所有権移転につきましては、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書の13ページから15ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第24号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第24号について賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎議案第25号

議長 長 日程第6、議案第25号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月）についてを議題といたします。

議案第25号について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第25号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年10月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

議案書の16ページを御覧ください。

一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区2件、畑4筆、5,819平方メートル、小糸地区2件、田2筆、1,616平方メートル、上総地区1件、田3筆、2,592平方メートル、合計5件、9筆、1万27平方メートル。

以上でございます。

機構・受け手間契約に基づく促進計画案については今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書の17ページから19ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第25号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第 25 号について、賛成の方は挙手お願いします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第 1 号ないし報告第 11 号

議長 日程第 8、報告第 1 号ないし第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 5 号ないし第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 8 号ないし第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については、事務局専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第 1 号ないし第 11 号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第 1 号ないし第 11 号を終わります。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、令和 6 年第 10 回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和 6 年第 11 回農業委員会総会は、令和 6 年 11 月 5 日火曜日に市役所 5 階大会議室に午後 2 時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後 2 時 37 分)